

船員保険の統合に伴う被保険者期間の通算の影響について

・統合初年度においては、被保険者期間を通算しなければ、少なくとも統合後6箇月の間は、受給資格要件を満たさず給付が受けられない。

被保険者期間の通算による影響

→ 平成16年度実績(失業保険金年間実績:約26.1億円)の少なくとも半額相当(約13.1億円)

※ なお、統合2年目以降についても、被保険者期間を通算しなければ、統合後に受給資格要件を満たした場合であっても所定給付日数が減少する。